

ひとり親家庭のために

経済的支援

児童扶養手当

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、又は20歳未満で国の政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している母、又は児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父、若しくは父又は母に代わってその児童を養育している方に支給されます。※所得制限があります。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭などの方が医療機関で治療を受けた場合、健康保険適用の医療費を助成しています。※所得制限があります。

養育者支援手当

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、又は20歳未満で国の政令で定める程度の障がいの状態にある児童を父又は母に代わって養育している方に支給されます。ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)受給者に限ります。※所得制限があります。

母子・父子・寡婦福祉資金

20歳未満の児童を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため、事業開始資金・修学資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金等の貸付相談を行っています。

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

育児・生活支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦の方が職業訓練を受けたり、就職活動を行ったりする場合や、病気等のときに、家庭生活支援員を派遣して一時的に子どもの保育をはじめとした日常生活支援をします。また、ひとり親家庭になっておおむね6か月以内の家庭で、児童が保育所入所待機となっている場合等にも派遣します。

- 〈利用時間〉 6:00～22:00 ※年中無休(年末年始を除く)
〈利用場所〉 子育て支援=支援員の自宅等・生活援助=利用者の自宅となります。
〈利用料〉 ●生活保護、非課税世帯→子育て支援0円・生活援助0円
●児童扶養手当支給水準世帯→子育て支援70円・生活援助150円
●上記以外の世帯→子育て支援150円・生活援助300円

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成

子育ての手助けをして欲しい人と、子育ての手助けをしたい人をお互いに会員として登録し、会員同士で相互援助活動を支援する事業です。生活保護世帯、市民税非課税世帯、「野田市ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者証」をお持ちのひとり親世帯などの場合、利用料(報酬分のみ)の2分の1が援助されます。※月の限度額3万円

- 〈利用時間〉 平日6:00～22:00→1時間あたり700円
土・日・祝日・年末年始と上記以外の時間→1時間あたり900円

問合せ 利用申請…ファミリー・サポート・センター ☎04-7126-5050
利用料助成…児童家庭課 ☎04-7123-1093

※詳しくは、P22ファミリー・サポート・センターをご覧ください。

ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭の方が、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設け、交流や情報交換を行うイベントなどを野田市母子寡婦福祉会(※)の協力で年間9回程度行います。

※野田市母子寡婦福祉会とは…母子家庭、父子家庭及び寡婦の方々が相互に協力し励ましあい、自立促進のため、ふれあい事業やクリスマス会などの交流会等の活動を行っています。

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

就労支援

母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が個々の受給者の状況に応じた自立、就業支援のためのプログラムを策定し、ハローワークや職業紹介所との連携を図り、就労に結び付くまできめ細やかな支援を行います。

〈相談日時〉【月曜日】9:00～19:00 【金曜日】9:00～17:00

〈対象者〉市内に在住している。原則としてひとり親家庭の母又はひとり親家庭等の親となることが見込まれる方（ただし、生活保護支給者を除きます。）

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業

就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるため教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」を支給します。

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

就業支援講習会

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方を対象に、就業に結び付く技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を野田地域職業訓練センターにおいて無料（テキスト代等の実費負担あり）で実施しています。

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修学する場合に、「訓練促進給付金」を支給するとともに、「修了支援給付金」を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。

〈対象者〉母子家庭の母、父子家庭の父であって対象資格を取得するために修学している方

〈対象資格〉理容師、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の国家資格

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座受講に係る費用の一部を補助し、親の学び直し及び児童の進学の支援を行います。

問合せ 児童家庭課 ☎04-7199-3273

居住支援

民間賃貸住宅居住支援制度

●住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業

ひとり親家庭等世帯及び配偶者からの暴力による被害女性世帯で、家賃等の支払いができるにもかかわらず、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯を支援します。

〈対象者〉市内に1年以上居住し、かつ、住民登録をしている方で次のいずれかに該当する世帯の世帯主又はこれに準ずる方が対象です。

《ひとり親家庭等世帯》

- 18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持つ母子家庭、父子家庭等

《配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手を含む。）からの暴力による被害女性世帯で次のいずれかに該当する方の世帯》

- 保護命令中の配偶者から暴力を受けた被害女性
- 女性相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力を理由として一時保護をした方又はしている方
- 配偶者からの暴力を入所理由とした女性自立支援施設又は母子生活支援施設を退所した方又は入所した方

〈事業内容〉

- 民間賃貸住宅情報の提供
- 取扱保証会社と連携した入居支援

問合せ 営繕課 ☎04-7123-1194

ひとり親家庭の方→児童家庭課 ☎04-7199-3273

DV被害女性→子ども家庭総合支援課 ☎04-7199-9462

●ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業

緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及び配偶者からの暴力による被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、費用の一部を助成、支援します。

〈対象者〉市内に1年以上居住し、かつ、住民登録をしている方で「生活保護法による保護を受けていない方」、「この制度による助成金の交付を受けたことがない方」で次に該当する方が対象です。

《ひとり親家庭等》

- 18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持つ母子家庭、父子家庭等

- ひとり親家庭等の父母等となって6か月以内であること。

- 前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額未満であること。

- 入居する住宅が市内の民間賃貸住宅であること。

《配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手を含む。）からの暴力を受け、又は繰り返し被害を受けるおそれがある女性で女性相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力を理由として一時保護をしている方又は配偶者からの暴力を入所理由とした女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設に入所した方》

- 著しく生活に困窮し、福祉事務所長が保護を要する状態になるおそれがあると認めた方

- 入居する住宅が市内・市外の民間賃貸住宅であること。